

7. 厚生労働大臣が定める一単位の単価

○ 厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成十二年厚生省告示第二十一号）

(変更点は下線部)

改 正 案	現 行
<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第一号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「一単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の一第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の一第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行なう介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十号）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年二月厚生省告示第二十一号）の規定に基づき、厚生大臣が定める一単位の単価を次のように定め、平成十二年四月一日から適用する。</p> <p>一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）第一号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の一第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の一第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス、同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行なう事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行なう介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>

地域区分	サービス種類	割合	地域区分	サービス種類	割合
一級地 通所介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 介護福祉入所生活介護 介護施設入居者生活介護 介護保健施設サービス 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千八 千分の千八 千分の千八 千分の千八 千分の千八 千分の千八 千分の千八 千分の千八 千分の千八	特別区 通所介護 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 介護施設入居者生活介護 介護保健施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千六 千分の千六 千分の千六 千分の千六 千分の千六 千分の千六 千分の千六 千分の千六 千分の千六

	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千九十九	訪問看護 訪問介護 訪問入浴介護 居宅介護支援 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防支援	千分の千九十九	
二級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千	特甲地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護	千分の千六十八	通所介護 短期入所生活介護 短期入所療養介護	千分の千五十五	

特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防治通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護	千分の千八 十三
特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	訪問看護 訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防治通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防治通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 夜間対応型訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防治通所リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千五 十五

三級地	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 訪問介護 訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	千分の千五 十四 千分の千六 十六
-----	---	--

介護予防支援

四級地	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援 居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与 通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス	千分の千八 十四 千分の千八
-----	--	------------------------------

五級地	介護予防施設サービス		
	介護予防通所介護		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		
	訪問リハビリテーション		
	通所リハビリテーション		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	複合型サービス		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	訪問介護		
	訪問入浴介護		
	訪問看護		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
	夜間対応型訪問介護		
	居宅介護支援		
	介護予防訪問介護		
	介護予防訪問入浴介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防支援		
	居宅療養管理指導		
	福祉用具貸与		
		千分の千	
		千分の千	
	甲地		
	居宅療養管理指導		
	福祉用具貸与		
		千分の千	

訪問介護	介護予防居宅療養管理指導		
	介護予防福祉用具貸与		
	通所介護		
	短期入所生活介護		
	短期入所療養介護		
	特定施設入居者生活介護		
	認知症対応型共同生活介護		
	地域密着型特定施設入居者生活介護		
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	介護福祉施設サービス		
	介護保健施設サービス		
	介護療養施設サービス		
	介護予防通所介護		
	介護予防短期入所生活介護		
	介護予防短期入所療養介護		
	介護予防特定施設入居者生活介護		
	介護予防認知症対応型共同生活介護		
	訪問リハビリテーション		
	通所リハビリテーション		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	複合型サービス		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
	訪問看護		
	訪問リハビリテーション		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
		千分の千四	
		千分の千三	
	訪問看護		
	訪問リハビリテーション		
	認知症対応型通所介護		
	小規模多機能型居宅介護		
	介護予防訪問看護		
	介護予防訪問リハビリテーション		
	介護予防通所リハビリテーション		
	介護予防認知症対応型通所介護		
	介護予防小規模多機能型居宅介護		
		千分の千三	

六 級 地	訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護支援 介護予防訪問介護 介護予防支援	介護予防居宅介護支援 介護予防訪問人浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	千分の千	千分の千	千分の千
	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	介護予防福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千	千分の千	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千	千分の千	千分の千
	介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス	介護療養施設サービス	千分の千	千分の千	千分の千
	介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千	千分の千	千分の千
	乙地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千	千分の千	千分の千
	通所介護 短期入所生活介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千	千分の千	千分の千
	丙地	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千	千分の千	千分の千
	訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千	千分の千	千分の千
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護	介護予防訪問看護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千	千分の千	千分の千

二 その他	訪問リハビリテーション 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千	千分の千	千分の千
	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護	訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千
	すべてのサービス	すべてのサービス	千分の千	千分の千	千分の千

二 前号の地域区分に属する地域は、次の表の上欄に掲げる地域区分について、それぞれ同表の中欄に掲げる都道府県の区域内の同表の下欄に掲げる地域とする。

地域区分	都道府県	地 域

地域区分	都道府県	地 域

				一級地	東京都	特別区
				二級地	東京都	多摩市、稲城市、西東京市
				三級地	神奈川県 鎌倉市	東京都
				四級地	大阪府 大阪市	多摩市、稻城市、西東京市
					東京都	八王子市、立川市、武藏野市、府中市、昭島市
					愛知県 名古屋市	調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市
					兵庫県 吹田市	國立市、柏江市
					埼玉県 西宮市	八王子市、立川市、武藏野市、府中市、昭島市
					千葉県 千葉市	調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市
					神奈川県 横須賀市	國立市、柏江市
					京都府 京都市	八王子市、立川市、武藏野市、府中市、昭島市

				五級地	大阪府	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					兵庫県 神戸市、尼崎市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					福岡県 福岡市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					千葉県 千葉市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					埼玉県 川越市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					神奈川県 川崎市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					東京都 市川市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦安市、四街道市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					東京都 青梅市、福生市、清瀬市、羽村市、あきる野市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					東京都 西多摩郡日の出町	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					東京都 青梅市、福生市、清瀬市、羽村市、あきる野市	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町
					東京都 西多摩郡日の出町	堺市、豊中市、池田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、四條畷市、三島郡鳥本町

				甲地	埼玉県 千葉県	埼玉県 さいたま市
					神奈川県 逗子市、三浦郡葉山町	埼玉県 さいたま市
					大阪府 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富井寺市、和泉市、相原市、羽曳野市、高石市、藤原町、泉南郡熊取町	埼玉県 さいたま市
					福岡県 福岡市	埼玉県 さいたま市
					神奈川県 逗子市、三浦郡葉山町	埼玉県 さいたま市
					大阪府 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富井寺市、和泉市、相原市、羽曳野市、高石市、藤原町、泉南郡熊取町	埼玉県 さいたま市
					福岡県 福岡市	埼玉県 さいたま市
					神奈川県 逗子市、三浦郡葉山町	埼玉県 さいたま市
					大阪府 岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富井寺市、和泉市、相原市、羽曳野市、高石市、藤原町、泉南郡熊取町	埼玉県 さいたま市
					福岡県 福岡市	埼玉県 さいたま市

六級地	大阪府	奈良県	兵庫県	北海道	広島県	茨城県	福井県
	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田 林市、河内長野市、松原市、和泉市、羽曳野市 藤井寺市、交野市、大阪狭山市、泉北郡忠岡 町	伊丹市、川西市、三田市	奈良市、大和郡山市	佐幌市	広島市、安芸郡府中町	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍 ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つく ばみらい市、稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞 町、猿島郡境町、北相馬郡利根町	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、 真岡市、大田原市、さくら市、下野市、下都賀 郡壬生町、下都賀郡野木町
埼玉県	群馬県	前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、渋川市、 邑楽郡大泉町	北群馬郡榛東村、佐波郡玉村町、邑楽郡千代田	行田市、飯能市、加須市、東松山市、春日部市	埼玉県	宇都宮市、栃木市、鹿沼市、日光市、小山市、 真岡市、大田原市、さくら市、下野市、下都賀 郡壬生町、下都賀郡野木町	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍 ヶ崎市、下妻市、常総市、取手市、牛久市、つく ばみらい市、稲敷郡阿見町 稲敷郡河内町、結城郡八千代町、猿島郡五霞 町、猿島郡境町、北相馬郡利根町
埼玉県	埼玉県	桶木県	桶木県	茨城県	兵庫県	奈良県	大阪府

乙地	北海道	宮城県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	埼玉県
札幌市	仙台市	川越市、川口市、所沢市、狹山市、草加市、 谷市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、志木 市、入間郡三芳町	川崎市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦 安市、四街道市	青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米 市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市	青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米 市、武蔵村山市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原 市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老 名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原 市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老 名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町	川崎市、横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町、湘 南地区、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、 座間市、綾瀬市、高座郡寒川町
札幌市	仙台市	入間郡三芳町	川越市、川口市、所沢市、狹山市、草加市、 谷市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、志木 市、入間郡三芳町	川崎市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市、浦 安市、四街道市	青梅市、福生市、東大和市、清瀬市、東久留米 市、武蔵村山市、羽村市、あきる野市	平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原 市、三浦市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老 名市、座間市、綾瀬市、高座郡寒川町	川崎市、横浜市、鎌倉市、逗子市、葉山町、湘 南地区、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、 座間市、綾瀬市、高座郡寒川町
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	埼玉県	東京都	神奈川県	埼玉県

長野県	山梨県	石川県	福井県	神奈川県	東京都	千葉県	千葉県
長野市、松本市、上田市	甲府市	金沢市	福井市	小田原市、上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡山北町 足柄下郡箱根町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川	村、東大和市、武藏村山市、西多摩郡瑞穂町、西多 摩郡檜原村	木、市、山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津 市、山武市、印旛郡稻毛井町、印旛郡栄町、長生郡長柄町、長生郡長南町	木、市、山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津 市、山武市、印旛郡稻毛井町、印旛郡栄町、長生郡長柄町、長生郡長南町
長野県	山梨県	石川県	福井県	神奈川県	東京都	千葉県	千葉県
長野市、松本市、上田市	甲府市	金沢市	福井市	小田原市、上郡中井町、足柄上郡大井町、足柄上郡山北町 足柄下郡箱根町、愛甲郡愛川町、愛甲郡清川	村、東大和市、武藏村山市、西多摩郡瑞穂町、西多 摩郡檜原村	木、市、山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津 市、山武市、印旛郡稻毛井町、印旛郡栄町、長生郡長柄町、長生郡長南町	木、市、山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津 市、山武市、印旛郡稻毛井町、印旛郡栄町、長生郡長柄町、長生郡長南町
長野県	山梨県	石川県	福井県	神奈川県	東京都	千葉県	千葉県

長崎県	福岡県	岡山県	和歌山县	奈良県	京都府	滋賀県	静岡県
長崎市	北九州市	広島市	岡山市	和歌山市	大津市	宇治市、向日市、長岡京市	静岡市
長崎市	長崎市	広島市	岡山市	奈良市、大和郡山市、生駒市	姫路市、明石市、三田市	河内長野市、泉南市、阪南市、泉南郡田尻町	静岡市
長崎市	長崎市	広島市	岡山市	和歌山市	大津市	宇治市、向日市、長岡京市	静岡市
長崎県	山梨県	石川県	福井県	神奈川県	東京都	千葉県	千葉県

静岡県			
愛知県			
三重県			
滋賀県			
京都府	亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、久世郡久御山町、相樂郡笠置町、相樂郡精華町、相樂郡南山村	彦根市、長浜市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、高島市、米原市、犬上郡多賀町	津市、四日市市、桑名市、輪鹿市、名張市、龜山市、いなべ市、伊賀市、桑名郡木曾岬町、三重郡川越町、三重郡朝日町、三重郡朝日町、三重郡川越町

大阪府	柏原市、泉南市、阪南市、豊能郡豊龍町、泉南郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡千早赤阪村	姫路市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加东市、川辺郡猪名川町、加古郡稻美町、加古郡播磨町	兵庫県
奈良県	天理市、橿原市、桜井市、五條市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山辺郡山添村、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、橿原郡川西町、橿原郡田原本町、宇陀郡北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡吉野町	郡熊取町、泉南郡田尻町、泉南郡岬町、南河内郡千早赤阪村	
和歌山县	和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町		
岡山县	岡山市		
広島県	廿日市市、安芸郡海田町、安芸郡坂町		
山口県	周南市		
福冈県	北九州市、饭塙市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、福津市、糸岛市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡宇美町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町		

その他	長崎県	長崎市
都道府県	すべての 都道府県	その他の地域

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十四年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

三 第一号及び第二号の規定に限らず、兵庫県伊丹市及び兵庫県川西市における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

サービス種類	割合
居宅养老服务指導	千分の千四十一
福祉用具貸与	
介護予防居宅养老服务指導	
介護予防福祉用具貸与	
通所介護	
短期入所生活介護	
特定施設入居者生活介護	
認知症対応型共同生活介護	
地域密着型特定施設入居者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

その他	長崎県	長崎市
都道府県	すべての 都道府県	その他の地域

備考 この表の下欄に掲げる地域は、平成二十一年四月一日において当該地域に係る名称によって示された区域をいい、その後における当該名称又は当該区域の変更によって影響されるものではない。

介護福祉施設サービス	千分の千五十五
介護保健施設サービス	
介護療養施設サービス	
介護予防通所介護	
介護予防短期入所生活介護	
介護予防短期入所療養介護	
介護予防特定施設入居者生活介護	
介護予防認知症対応型共同生活介護	
訪問リハビリテーション	
通所リハビリテーション	
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	
複合型サービス	
介護予防訪問リハビリテーション	
介護予防通所リハビリテーション	
介護予防認知症対応型通所介護	
介護予防小規模多機能型居宅介護	
訪問介護	
訪問入浴介護	
訪問看護	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
夜間対応型訪問介護	
居宅介護支援	
介護予防訪問介護	
介護予防訪問入浴介護	
介護予防訪問看護	
介護予防支援	

四 第一号及び第二号の規定に問わらず、東京都東大和市、東京都武蔵村山市、大阪府泉南郡熊取町及び兵庫県明石市における一単位の単価は、十円に次の表の上欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

サービス種類	割合
居宅养老服务指導 福祉用具貸与 介護予防居宅养老服务指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千二十三
通所介護 短期入所生活介護 短期入所养老服务 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護养老服务 介護予防通所介護 介護予防短期入所生活介護 介護予防短期入所养老服务 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千二十八
訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	千分の千二十八

認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 複合型サービス 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防認知症対応型通所介護 介護予防小規模多機能型居宅介護	千分の千三十五
訪問介護 訪問入浴介護 訪問看護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 介居宅介護支援 介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護 介護予防支援	